

協働事業という形で 市の事業に参画してみませんか？

市民活動団体のみなさんへ
～市との協働事業促進のお知らせ～



鎌倉市
地域のつながり課

市との協働事業ってどういうもの？

- 市と市民活動団体が、地域の困りごとニーズの充足など、共通の目的を実現するために、お互いが対等な立場で汗をかきながら取り組みます。
- 協働は「手段」であり事業の「目的」ではありません。
そのため、“市または団体の活動に一方が協力する”というものではなく、両者にとって課題感やメリットが一致したときに初めて協働として取り組むことができます。

市との『協働』という選択肢

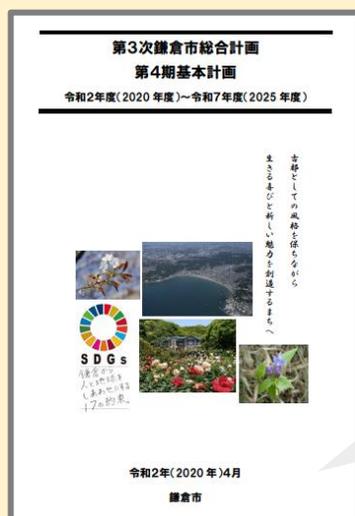
～市民活動団体は市との協働により、事業の実施先になりえます～

「協働事業」のメリットは？

- 団体が目指す社会的使命を効果的に実現できる！
- 団体の社会的評価が向上する！
- 市との協定等の手続きを通じて、技術力や事務能力の向上が図られ、団体の運営能力や、資金調達による団体の持続可能性が高まる！



本市では、
市民自治の促進のために市民活動団体への
協働事業の促進を図っています！

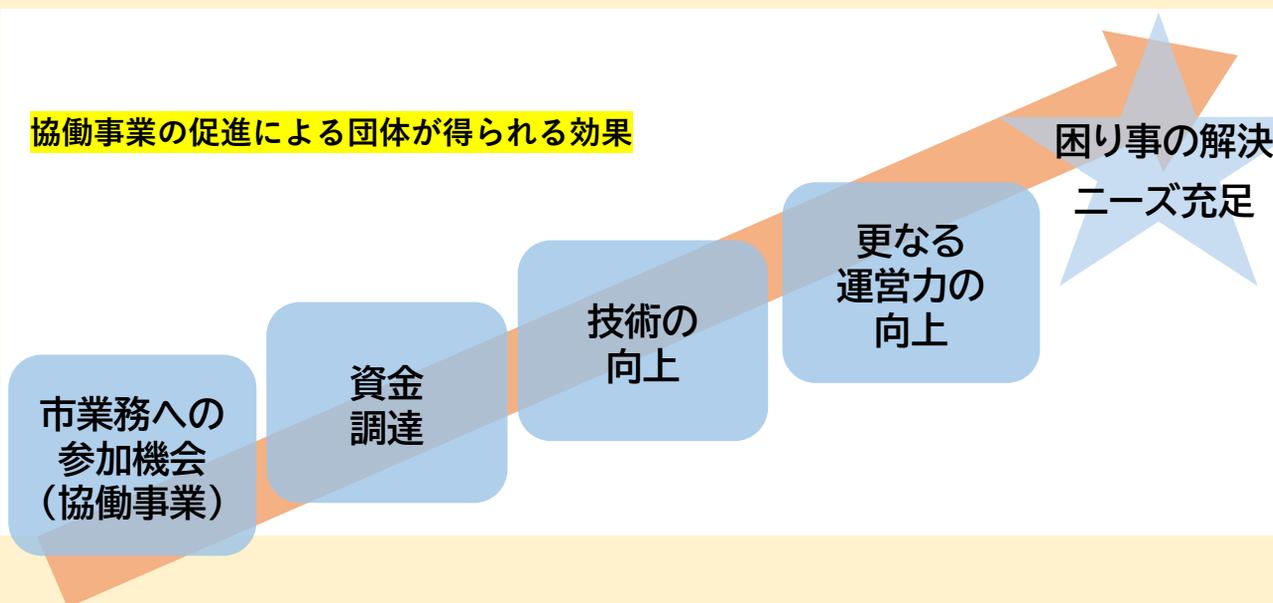


鎌倉市総合計画 第4期基本計画

- 市民にとって身近なことはできる限り地域で行うとする「市民自治」の確立
- まちの主人公は市民であり、主体的な参画・協働が不可欠。

「市が市民活動団体とともに取り組むことで高い効果を望める事業」を実施していくことで、団体のステップアップが図られます。

協働事業の促進による団体が得られる効果



運営力の高い団体が増えることで、
地域の課題解決力が向上し、地域全体の暮らしやすさにも
つながっていきます！

「補助金」・「委託の受注」との違い

補助金の交付

市が公共性の認められる事業に対し、経費の一部を団体に対し負担。成果も責任も補助金を受けた団体に帰属。

委託の受注

市ではない主体が実施した方が効果が得られる事業を、契約により実施してもらうもの。事業の責任と成果は市に帰属。

協働事業

お互いの合意のもと協定を締結し、互いが決めた負担金によって事業を実施。事業の責任と成果が両者に帰属。

市の事業へ参画するもう一つの選択肢

～ 団体が市からの委託契約を受注するには？ ～



- ・原則として神奈川県電子共同入札システムの資格登録が必要
- ・資格登録のためには、法人格の取得または個人事業主としての登録が必要

※任意団体の場合には、資格登録のハードルは高いものの、神奈川県で統一の資格のため、様々な自治体からの受注資格を得ます。

参加資格登録の方法・詳細は、下記の「かながわ電子入札共同システム」のページをご覧ください

https://nyusatsu.ekanagawa.lg.jp/html/manual_sinsei.html
コールセンター フリーコール：0120-921-182（平日9時から17時まで）



- 委託契約は法律行為であり、厳格な手続きのもと、公平性、公正性、経済性といった要素が求められることに注意が必要です。
- 委託者である市が示す事業の仕様に従い、受託者である団体がその仕様に沿って適切な契約に基づき事業を遂行するため、協働事業とは性質が異なります。

ぜひ協働事業をご検討ください！

- 協働事業は、市民活動団体と担当課の**両者の合意**のもと**協定を締結**し、**負担金によって事業を実施**します。
- 委託契約とは異なり、団体の入札の資格登録などの条件はありません。

協働事業の実施におけるお役立ち情報

『つながる鎌倉エール事業』

- 市と団体の協働により、地域の課題解決やニーズの充足に取り組む事業に最大3年間、毎年50万円の負担金を交付します。

負担金額	団体の要件	実施手法	期間
1団体 50万円 ×1団体採択税込	役員3人以上 かつ 市民5人以上 など	団体と市が 協働で実施	採択年の 翌年度から 最長3年間 (最長で令和9年度末まで)

- 過去の協働の事例を市HPで掲載しています。

『業務課題の調査結果の公開』

- 「協働によりメリットを享受できる業務課題があるか」を全庁的に調査し、HPに公開することで、団体と市の相互理解と協働のマッチングを図ることを目的に実施。
- 年に1回調査を実施していますので、企画計画の参考にご活用ください。

協働推進のための各課業務課題の調査結果

担当課	各課で抱えている行政課題や業務課題 協働の取組によるメリットを享受できる業務課題	備考
青少年課	「発達障害の子の認知力・空間の感覚が弱い」という実情を踏まえていますが、発達障がいの子にだけ対応することは困難です。中には、発達障害の子の受け皿が定着して、利用できる施設に恵まれたり、発達障がいの子が活躍できる場があるなど、行政が協働の取組を通じて課題を解決している事例もいくつかあります。	
生活福祉課	「令和7年度は「つながる鎌倉エール」事業として協働を実施し、令和8年度からは「協働による課題の解決」を目的として協働を実施しています。令和9年度からは「協働による課題の解決」を目的として協働を実施しています。	

上記の詳細は市HPを
ご覧ください→

つながる鎌倉エール事業

検索

協働事業に取り組んでみたい！という方は・・・

NPOセンターには「**市民活動コーディネーター**」が
令和7年度から新しく配属されます！
どのようなことでも、まずはご遠慮なくご相談ください！



鎌倉市市民活動センター
TEL 0467-60-4555

<https://npo-kamakura.com/>

